

# 社会福祉法人津田福社会

## 高齢者虐待防止のための指針

### 1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当法人では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

### 2 高齢者虐待防止委員会、事業所内の組織に関する事項

各事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置する。

#### ① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。なお、本委員会の運営責任者は施設長又は管理者とし、相談員、計画作成担当者又はサービス提供責任者を虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者とする。

#### ② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

虐待防止検討委員会は、施設長、相談員、主任看護職員、主任介護職員等を委員とし、必要に応じて担当者が委員を指名し招集する。

#### ③ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は年1回以上開催し、虐待事案発生時等、必要に応じて委員会を開催する。

その他の委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて法人内の複数の事業所と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合もある。

#### ④ 高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

### 3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を

普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

#### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 5 虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応し、相談窓口は高齢者虐待防止担当者とする。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

#### 6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

#### 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 苦情受付担当者は受け付けた内容を苦情解決責任者である施設長又は管理者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ③ 対応の流れは、「5.虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項」によるものとする。
- ④ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

## 8 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及びその家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

## 9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

## 附 則

- 1 この指針は、令和5年12月1日から施行する。